

どう変わる？介護保険③

平成 27 年 8 月から

一定以上の所得のある方は、サービスを利用したときの負担割合が 2 割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の 1 割としていましたが、団塊の世代の方が皆 75 歳以上となる 2025 年以降にも持続可能な制度とするため、65 歳以上の方(第 1 号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の 2 割をご負担いただくこととなります。

Q 1 : 2 割負担になるのはどのような人ですか？

A 1 : 65 歳以上の方で、合計所得金額※ 1 が 160 万円以上の方です(単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円以上)※ 2。ただし合計所得金額※ 1 が 160 万円以上であっても、実際の収入が 280 万円に満たないケースや 65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯※ 3 で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額※ 4」の合計が単身で 280 万円、2 人以上の世帯で 346 万円未満の場合は 1 割負担になります。

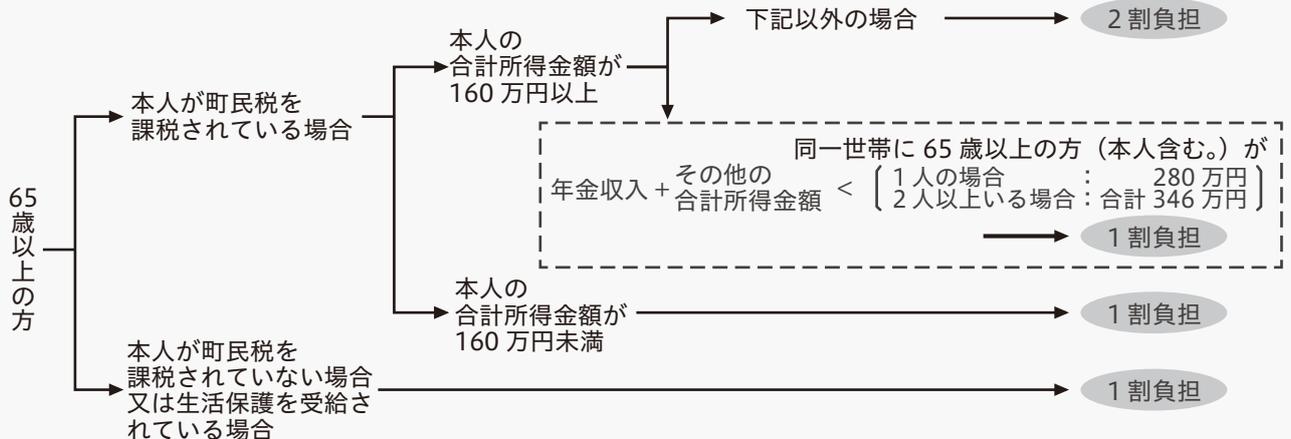
※ 1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※ 2 これは 65 歳以上の方のうち所得が上位 20% (全国平均) に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち 15% 程度、特別養護老人ホーム入所者の 5% 程度と推計されます。

※ 3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※ 4 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

<利用者負担の判定の流れ>



Q 2 : いつから 2 割になるのですか？

A 2 : 平成 27 年 8 月 1 日以降にサービスをご利用されたときからです。

Q 3 : 1 割負担から 2 割負担になった人は、全員月々の負担が 2 倍になるのですか？

A 3 : 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が 2 倍になるわけではありません。「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」については次号でお知らせします。

Q 4 : どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 4 : 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年 6 ~ 7 月頃に、利用者負担が 1 割の方も 2 割の方も、町から負担割合が記された証(負担割合証)が交付されます。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず 2 枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。



介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
身分	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 性別 男・女
利用費負担の割合	適用期間
期	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
期	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	

※負担割合証はイメージです。

健康福祉課 ☎72-6934